

金沢市地域通訳案内士（Kanazawa Visitors Host）養成講座 実施要領

1. 金沢市地域通訳案内士について

（1）制度概要

地域通訳案内士は、通訳案内士法に基づき、観光庁長官により同意を得た地域通訳案内士育成等計画に沿って、金沢市が認定する資格です。金沢市の研修を受講して口述試験に合格し、金沢市の登録を受けた方は、「金沢市地域通訳案内士」として、金沢市内において、報酬を得て通訳案内活動を行うことができます。

（2）名称

日本名：金沢市地域通訳案内士

英名：Kanazawa Visitors Host

（3）資格有効地域

金沢市内

2. 応募要件

（1）対象言語

英語

（2）語学の条件

対象言語等	条件
日本語が母国語の方	TOEIC 730 点以上、英語検定準 1 級以上 又は TOEFLiBT80 点以上の英語能力を有すること
英語が母国語の方	日本語能力試験 N2 以上の語学力を有すること
日本語及び英語以外が母国語の方	TOEIC 730 点以上、英語検定準 1 級以上 又は TOEFLiBT80 点以上の英語能力を有し、かつ日本語能力試験 N2 以上の語学力を有すること

（3）募集人員

定員 30 名

※募者多数の場合は、石川県に住所を有している方を優先します。

但し、石川県に住所を有している方で定員数を超えた場合は、その方の中で抽選とします。

3. 募集・研修スケジュール

- 募集期間：令和6年10月10日（木）～10月24日（木）
[申込期限]令和6年10月24日（木）17時必着
- 書類審査：令和6年10月25日（金）～10月29日（火）
[受講結果通知]令和6年10月30日（水）以降、電子メールにて通知予定
- 研修期間：令和6年12月7日（土）～令和7年1月12日（日）
※12月6日（金）までに、各自にてオンライン動画研修4本をご受講いただきます。
- 口述試験：令和7年1月18日（土）
- 合格通知：令和7年1月下旬以降（予定）
- 登録（認定）：令和7年2月（予定）

4. 申し込み方法

ウェブ申込フォームからお申し込みください。申し込みの際は、以下の書類の添付も必要になります。

ウェブ申込フォーム：

<https://ttzk.graffer.jp/city-kanazawa/smart-apply/apply-procedure-alias/kvh>

<提出書類>

- ・語学能力を証明できる書面のコピー
- ・「普通救命講習Ⅱ」の免除を受ける場合は、以下のいずれかのコピー
 - (a)「普通救命講習Ⅱ」修了証書の写し
(令和4年4月1日以降に普通救命講習を受講済みの方のみ)
 - (b)医師法に規定する医師免許証
 - (c)保健師助産師看護法に規定する看護師免許証
 - (d)救急救命士法に規定する救急救命士免許証

※なお、受講決定者は、初回研修時に以下の書類を提出いただきます。

- ・運転免許証、旅券（パスポート）、各種健康保険証等、本人が確認できる資料の写し（外国人の方は在留カードの写し）

5. 受講料

10,000円

受講料のお支払い方法については、受講決定者に別途ご案内いたします。

※研修開始後はいかなる事由においても受講料の返金はできませんので、あらかじめご了承ください。また、研修会場までの交通費、宿泊費、昼食費等は自己負担となります。

6. 研修内容

下記のとおり5回にわたる研修及び救急救命に関する講習を全て受講することが修了の条件となります。

研修科目	研修日		研修会場(予定)
事前研修	オンライン動画研修(60分×4本) 12月6日(金)まで		オンライン
研修1 ①オリエンテーション ②コミュニケーション 基礎演習	①12月7日(土) 11:00~12:00 ②12月7日(土) 13:00~16:00	【1日目】	金沢市役所
研修2 ・金沢市の観光資源1	12月14日(土) 9:00~15:00 【2日目】	① 金沢の歴史文化	金沢市役所
		② 金沢のまちなみ	
		③ 金沢の観光施設(1)	
研修3 ・金沢市の観光資源2	12月15日(日) 9:00~15:00 【3日目】	④ 金沢の伝統工芸 伝統芸能	
		⑤ 金沢の観光施設(2)	
		⑥ 金沢の食文化	
研修4 ①旅程管理 ②金沢ガイド演習	①1月11日(土) 9:00~12:00 ②1月11日(土) 13:00~16:00	【4日目】	金沢市役所
研修5 ・実地研修	1月12日(日) 9:00~16:00	【5日目】	金沢市内 観光施設等
口述試験	1月18日(土) 9:00~18:00	【6日目】	金沢市役所

※日程及び会場は都合により変更することもあります。

※研修用の駐車場は用意しておりませんので、ご了承下さい。

※原則として遅刻・早退・欠席は認められません。

上記研修のほか、金沢市消防局が実施する「普通救命講習Ⅱ」を実施研修までに受講者自身で受講することが必要です。

救急救命	<ul style="list-style-type: none"> ・ AED の取扱い ・ 応急手当の知識、技術 <p>※金沢市消防局が実施する「普通救命講習Ⅱ」を受講。本研修の受講に関しては受講者自身で直接お申込みいただきます。</p> <p>※令和4年4月1日以降に受講された方は、本研修は免除とします。また、医師法に規定する医師免許証、保健師助産師看護師法に規定する看護師免許証及び救急救命士法に規定する救急救命士免許証を有する方は、本研修を修了しているものとみなします。</p>	4 時間
------	---	------

※金沢市消防局ホームページ「救命講習のご案内」

<http://fire.city.kanazawa.ishikawa.jp/kousyuukai/qq-kousyuu.html>

* 1週間前までに申込が必要です。定員がありますので、お早めに申込の上、受講し、令和7年1月10日(金)までに、修了証のコピーを提出してください。

7. 口述試験について

研修修了者に対して、面接形式による口述試験を実施します。

審査員は有識者、通訳案内士等が務め、研修の理解度（地域の歴史やホスピタリティ等）を測るほか、対象言語（英語）のスピーキングスキルやプレゼンテーション能力について審査します。

(1) 実施日

令和7年1月18日（土）

(2) 実施方法

口述試験は「2. 資格要件（1）」を満たし、5回にわたる研修及び救急救命に関する講習を全て受講した方のみ受験ができます。研修修了者に別途ご案内いたします。

(3) 試験受験料

口述試験の受験料は無料です。ただし、試験会場までの交通費・駐車料金等は自己負担となります。

(4) 口述試験の日時及び試験会場

日時は、受験者に別途受験時刻（集合時刻）を連絡します。

口述試験の会場は、金沢市役所第二本庁舎を予定しています。

(5) 合格発表

合格者決定後、受験者に郵送で通知します。(令和7年1月下旬以降予定)

8. 登録について

口述試験に合格した方は、金沢市に申請して登録を受けていただきます。これにより、金沢市地域通訳案内士としての資格を取得することができます。口述試験に合格しても登録を受けない場合には、金沢市地域通訳案内士となりませんのでご注意ください。

登録申請の際は、登録申請書等が必要になります。詳細は、口述試験終了後、文書にて通知いたします。(登録申請料は無料です。)

9. スキルアップ研修等

認定後も金沢の観光情報の知識を深め、引き続きスキルアップが図れるよう研修を実施する予定です。また、今後、5年程度毎に、市が実施する講習の受講や、(一社)金沢経済同友会が実施する金沢検定初級以上の取得に努めていただきます。

10. 認定後の活動イメージについて

金沢市地域通訳案内士として、ご自身で幅広くご活躍いただくほか、通訳を必要とする方が通訳ガイドを検索できる「金沢市通訳ガイド検索サイト」をとおして、自己PRすることも可能です。(※有料)

金沢市通訳ガイド検索サイト：<https://visitkanazawa.jp/en/guides/index.html>

11. 留意事項

- (1) 当該研修には、実地研修が含まれます。研修中は、受講生ご自身の責任において、体調管理に努めて頂くようお願いいたします。なお、実地研修日は全ての受講者に主催者負担で日帰り旅行保険をお掛けします。
- (2) 研修会場での録音、録画、写真撮影、教材の複製・転載はご遠慮ください。
- (3) お子様やペット連れでの受講はご遠慮ください。
- (4) 研修に著しい迷惑行為があった場合は、以降の受講をお断りする場合があります。
- (5) 金沢市地域通訳案内士の制度は、金沢市において、実際に活動される方の養成を想定しています。
- (6) 金沢市地域通訳案内士に認定されましても、金沢市が仕事を斡旋するものではなく、個人の収入、その他の利益を保障するものではありません。
- (7) 金沢市地域通訳案内士として、不適切な行為があった場合、認定取消となる場合がありますので、予めご了承ください。
- (8) 本受講生募集要項に基づき取得した個人情報、金沢市地域通訳案内士養成講座実施事務以外に使用することはありません。

12. 問い合わせ先

(株) J T B 金沢支店 「金沢市地域通訳案内士養成講座事務局」
住所 〒920-0917 金沢市下堤町 30
電話 076-264-7077 FAX 076-262-6156
E-Mail E-Mail tsuuyaku-kanazawa@jtb.com

金沢市 観光政策課誘客推進室
住所 〒920-8577 金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号
電話 076-220-2759 FAX 076-260-7191